

# 有機農産物の生産行程管理者（きのこ・スプラウト）の認証手数料

＜個人・法人申請共通＞

$$\text{年間基本費用} = \boxed{1. \text{認証基本料}} + \boxed{2. \text{実地検査料}} + \boxed{3. \text{認証に関わる付帯料金 (該当する場合のみ)}}$$

## 1. 認証基本料 : [別表 1-3]の年間売上区分により換算

[別表 1-3] ※別途消費税がかかります。

料金区分	年間売上区分 ※1	認証基本手数料 (きのこ1品種を含む) ※3		検査判定費用 ※5	きのこ品種数による 加算額 (2品種以上)	備考
		新規認証	2年目以後			
A	500万円未満	[別表 1-1]の金額の通り ※2			なし	きのこ・スプラウト以外の有機農産物の生産行程管理者の場合 ※2
B	1000万円未満	75,000円	55,000円	30,000円	10,000円	認証基本手数料にはきのこ1品種を含む。
C	5000万円未満	85,000円	65,000円	30,000円	10,000円	複数の品種（しいたけ、舞茸、マッシュルームなど）を栽培する場合には、品種数に応じて加算する。
D	3億円未満	105,000円	85,000円	30,000円	20,000円	スプラウトについては、品種による加算は行わない。
E	10億円未満	145,000円	125,000円	30,000円	20,000円	主たる栽培施設のほかに栽培場（支場）がある場合は、支場1施設につき、30,000円を加算する。※4
F	10億円以上	175,000円	155,000円	30,000円	20,000円	

※1. 「年間売上区分」は申請者・認証事業者の売上総体とする。

※2. きのこ・スプラウト以外の有機農産物の生産行程管理者が、きのこ・スプラウトの生産も行う場合であり、年間売上500万円未満の事業者については、「有機農産物の生産行程管理者の認証手数料[別表 1-1]」で算出した金額を認証基本手数料及び検査判定費用として適用し、きのこ・スプラウトの生産に関わる加算は行わない。

※3. きのこ・スプラウトの認証と、野菜・穀物などの有機認証の両方を行っている有機農産物生産行程管理者で、料金区分「農A」の事業者に当てはまらない場合は、[別表 1-1]または[別表 1-2]に「別表 1-3」の手数料を合算して適用する。

※4. 遠隔地にある施設については、別途検査員を派遣して検査を行う「確認検査」の対象になるため、支場としての加算は行わない。

※5. 検査判定費用には検査員1名による検査時間4時間を含む。申請面積、品目、規模等により派遣する検査員の人数を検討する。

※有機JASマークの印刷された表示シールなどの包装資材を制作する場合は、包材デザインを登録し、年間10,000円の「デザイン管理料」を加算します。

当社から有機JAS証票を購入するなど、自社でJASマーク入り包装資材を制作しない場合は「デザイン管理料」は発生しません。

## 2. 実地検査料 : [別表2-1]および[別表2-2]により換算

[別表2-1] : 移動費用 ※別途消費税がかかります。

交通費	<ul style="list-style-type: none"> <li>バス、鉄道、船舶、航空機、自家用車、高速料金、レンタカーなどを利用した場合の実費を加算する。</li> <li>移動手段については検査員が選択して、計画書で検査の対象者へ通知する。</li> <li>自家用車、レンタカーを使用する場合は、往復の走行距離1kmあたり30円の請求とする。また、高速道路を利用する移動を基本とする。</li> <li>車での移動は、法定速度を順守する。</li> </ul>
宿泊費	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動時間が往復4時間以上の場合は、宿泊を伴うことを原則とする。</li> <li>宿泊の場合には、その実費を加算する。検査の開始、終了の時間によって前泊・後泊またはその両方を伴うことができる」とする。</li> </ul>

[別表2-2] : 超過時間 ※別途消費税がかかります。

移動時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動時間が往復4時間までは認証基本手数料に含まれる。</li> <li>公共交通機関利用の際の待ち時間、自家用車、レンタカー利用の際の休憩時間（移動2時間に対して15分程度）なども移動時間に含む。</li> </ul>	
	移動時間の超過額	4時間を超えた分につき、2,000円/30分を加算する。ただし、自動車を利用した場合の上限を16,000円/1日とする
検査時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査時間は4時間とする。4時間を超えた場合には、検査時間追加料を加算。</li> <li>農場間、圃場間、施設間の移動に時間がかかる場合や、外部施設の確認にかかる時間も検査時間に含めて計算するものとする。</li> </ul>	
	検査時間の超過額	4時間を超えた分につき、2,000円/30分を加算する。
	検査を複数日で実施する場合	検査時間は、原則として1日8時間を上限とする。 認証事業者の規模、施設間の距離、外部委託先の数などにより、1日の検査時間が8時間を超える場合は、実地検査を複数日に分けて実施する。

		実地検査が複数日にわたる場合には、検査員の日当として、1日あたり 30,000 円を加算する。 2 日目以後の実地検査についても、実地検査の基本時間は 4 時間とし、4 時間を超えた場合には、検査時間追加料を加算する。
宿泊費		・検査時間が 8 時間以上の場合、宿泊を伴うことを原則とする。 ・宿泊の場合には、その実費を加算する。検査の開始、終了の時間によって前泊・後泊またはその両方を伴うことができることとする。

### 3. 認証に関わる付帯料金（該当する場合のみ適用）

[別表 3-1] : 有機農産物の生産行程管理者が、小分け業務を行う場合 ※別途消費税がかかります。

有機農産物の生産行程管理者が他者の有機農産物を受け入れて、小分け・格付を行う場合	個人：20,000 円を加算
	法人：30,000 円を加算

[別表 3-2] : 有機農産物の生産行程管理者が、外国格付表示業者の認証を取得する場合 ※別途消費税がかかります。

有機農産物の生産行程管理者が外国格付表示業者の認証を取得する場合	70,000 円 を加算 ( 認証基本手数料 : 40,000 円 + 検査判定費用 : 30,000 円 )

[別表 3-3a] : 有機農産物の生産行程管理者が、有機飼料の生産行程管理者の認証を取得する場合 ※別途消費税がかかります。

生産する有機飼料の取扱方法	金額
有機農産物認証の圃場・施設で生産する自家飼料を他者へ格付出荷する場合	30,000 円を加算
有機農産物認証の圃場・施設以外で生産する飼料を他者へ格付出荷する場合	別途「有機飼料の生産行程管理者」認証手数料